

2024年11月22日

【談話】 故三笠宮妃の葬儀にともなう弔意の強制に反対する

全日本教職員組合（全教）

書記長 檀原毅也

政府は、11月26日の故三笠宮妃の葬儀に際して弔旗の掲揚を各機関に求める「故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について」を発しました。また、これを受けて文科省は、11月19日付で各都道府県教育委員会などに対し、対応することを求める藤原章夫事務次官名の通知を发出了しました。

わたしたちは、何人であれ個人の死去に対して、弔意を表明するかどうかは、あくまでも国民一人ひとりの内心の自由に属する問題であり、行政は国民に対して弔意表明を強制すべきではないと考えます。教育行政が学校と教育に対して弔旗の掲揚を指示することは、憲法第19条の思想・信条の自由に抵触し、教育基本法第16条の「教育は、不当な支配に服することなく」に反するものであり、容認することは出来ません。

わたしたちは、各都道府県・市町村の教育行政当局および学校は、文科省通知にもとづく弔意の表明を強制せず、あくまでも学校と教職員の自主的な判断にゆだねることを強く求めるものです。

以上